

令和5年度

子ども・福祉行政の概要

岡山県子ども・福祉部

子ども・福祉行政の概要 目次

第1 子ども・福祉部の行政機構

- (1) 子ども・福祉部行政機構図…………… 1
- (2) 県民局・保健所の行政機構図…………… 2

第2 子ども・福祉部機構系統別分掌事務

- 1 子ども・福祉部分掌事務…………… 3
- 2 本庁各課及び出先機関等分掌事務… 3
- 3 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等…………… 12

第3 令和5年度子ども・福祉行政の重点施策

- 1 施策推進の基本的な考え方…………… 13
- 2 徳育・体育推進プログラム…………… 13
- 3 保健・医療・福祉充実プログラム… 13
- 4 結婚・妊娠・出産応援プログラム… 13
- 5 子育て支援充実プログラム…………… 14

第4 主要事業の概要

＝福祉企画課＝

- 1 地域福祉の推進…………… 15
- 2 福祉基盤の充実…………… 16
- 3 戦争犠牲者等の援護業務…………… 19
- 4 原爆被爆者対策…………… 19
- 5 災害への対応…………… 20
- 6 被災者生活支援…………… 20

＝指導監査室＝

- 1 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監督等…………… 22
- 2 障害福祉サービス事業者の指導監督…………… 22
- 3 介護サービス事業者の指導監督…………… 23

＝子ども未来課＝

- 1 少子化対策…………… 24
- 2 子ども・子育て支援施策の推進…………… 26

＝子ども家庭課＝

- 1 ひとり親家庭等の自立の促進…………… 29
- 2 子どもの貧困対策…………… 29
- 3 婦人保護事業…………… 29
- 4 児童手当…………… 29
- 5 子ども災害見舞金…………… 29
- 6 児童相談所による相談等の充実…………… 30
- 7 子ども虐待防止対策の推進…………… 30
- 8 社会的養育の推進…………… 31
- 9 青少年総合対策の推進…………… 31
- 10 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援…………… 32
- 11 困難を有する子ども・若者やその家族への支援…………… 32
- 12 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援…………… 32
- 13 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり…………… 33
- 14 相談体制の充実…………… 33

＝障害福祉課＝

1	福祉のまちづくりの推進……………	35
2	障害者計画の推進……………	35
3	障害福祉計画・障害児福祉計画の 推進……………	36
4	障害者差別解消法への適切な対応…	36
5	障害者スポーツ大会の開催……………	36
6	身体障害のある人・知的障害の ある人の現状等……………	36
7	障害福祉サービス等の提供体制の 整備……………	37
8	各種障害福祉施策……………	39
9	県立施設等……………	40
10	低所得者福祉……………	41

＝長寿社会課＝

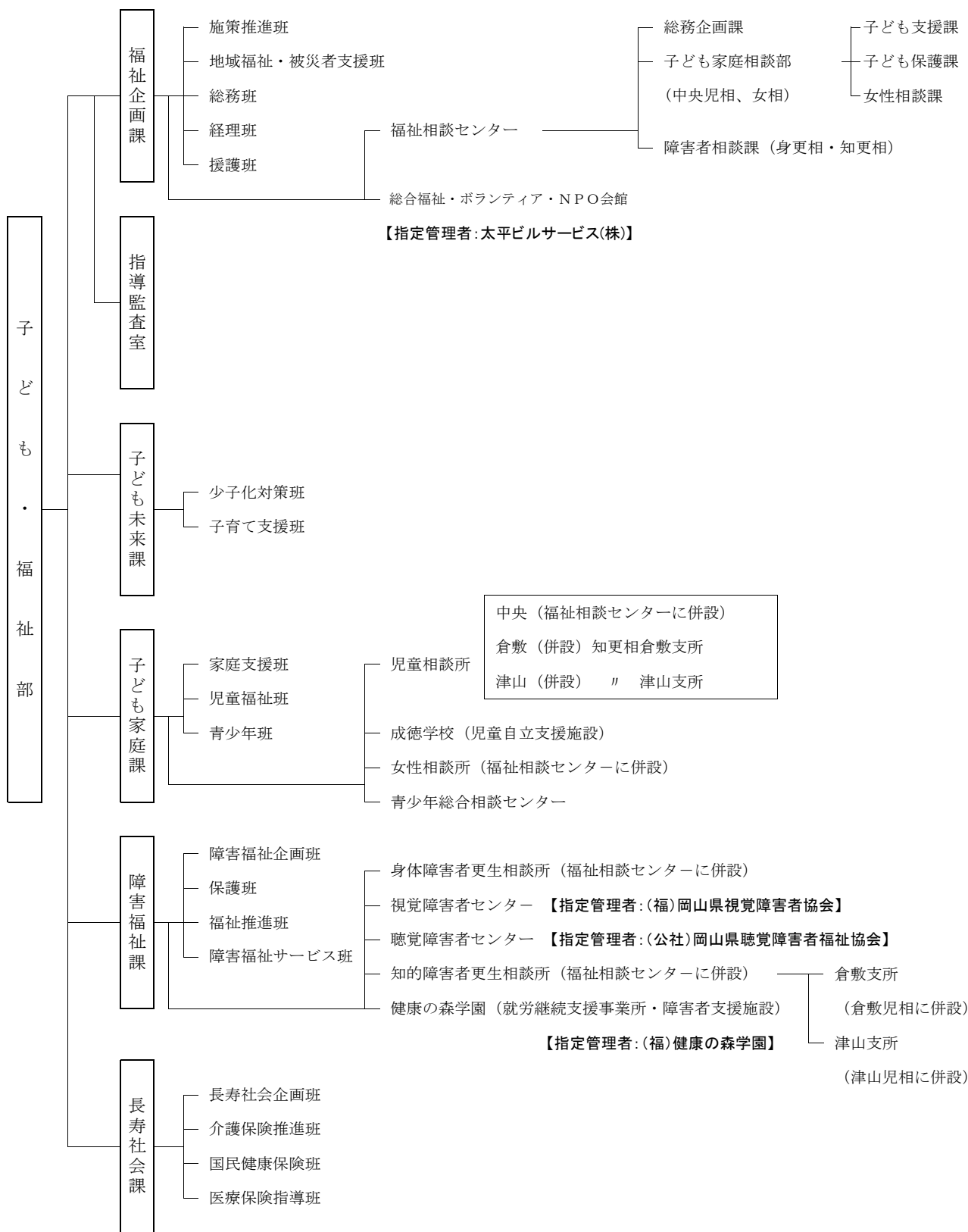
1	高齢者保健福祉施策の推進……………	43
2	認知症対策の推進……………	46
3	後期高齢者医療制度……………	46
4	国民健康保険……………	47

第5 令和5年度子ども・福祉部当初

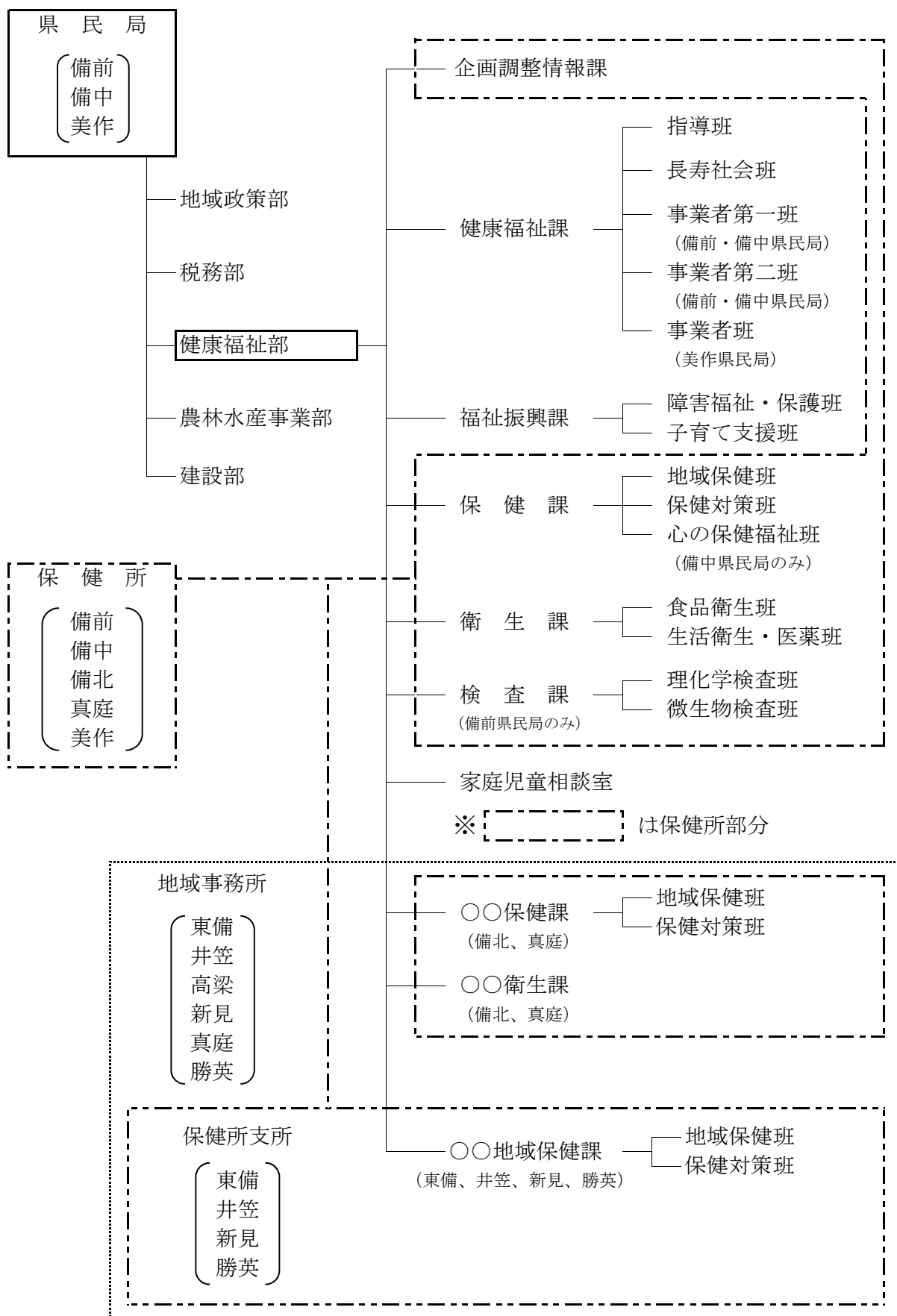
予算額一覧表……………	49
-------------	----

第1 子ども・福祉部の行政機構

(1) 子ども・福祉部行政機構図 (令和5年4月1日現在)



(2) 県民局・保健所の行政機構図（令和5年4月1日現在）



※地域事務所は、県民局の現地事務所
 ※保健所は、県民局の統轄出先機関

第2 子ども・福祉部機構系統別分掌事務

1. 子ども・福祉部分掌事務

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項
- (3) 青少年の健全育成に関する事項

2. 本庁各課及び出先機関等分掌事務

○本 庁

課 室 名	班 名	所 掌 事 務
福祉企画課	施策推進班 地域福祉・被災者支援班 総務班 経理班 援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・福祉政策に関する企画及び調査研究に関すること。 2. 社会福祉統計に関すること。 3. 社会福祉事業の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 4. 福祉ボランティア及び地域福祉活動の推進に関すること。 5. 福祉に係る人材の育成に関すること。 6. 社会福祉事業従事者の指導及び訓練に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 7. 災害救助に関すること。 8. 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。 9. 未帰還者の調査究明及び留守家族等の援護に関すること。 10. 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関すること。 11. その他旧軍人、旧軍属等の身上の取扱いに関すること。 12. 戦没者の叙位叙勲に関すること。 13. 原子爆弾被爆者の援護に関すること。 14. 社会福祉審議会に関すること。 15. 福祉相談センター及び総合福祉・ボランティア・NPO会館に関すること。 16. その他他課の分掌に属しない子ども・福祉政策に関すること。
指導監査室		<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の指導監督に関すること。 2. 社会福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 3. 児童福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 4. 生活困窮者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 5. 身体障害者（身体障害児を含む。第三十二条の四において同じ。）福祉関係及び知的障害者（知的障害児を含む。同条において同じ。）福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 6. 高齢者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 7. 社会福祉施設の従事者等による虐待の防止に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

課室名	班名	所掌事務
子ども未来課	少子化対策班 子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少子化対策に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 児童の福祉に関すること（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。 3. 児童の福祉に関する調査統計に関すること（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。 4. 保育士の指導養成に関すること。 5. 保育所及び認定こども園に関すること。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 子ども・子育て会議に関すること。
子ども家庭課	家庭支援班 児童福祉班 青少年班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要保護児童等の福祉に関すること。 2. 児童虐待の防止に関すること。 3. 社会的養育推進計画に関すること。 4. 児童の福祉に関する調査統計に関すること。 5. 子どもの貧困対策の総合調整に関すること。 6. ひとり親家庭(母子、父子及び寡婦)等の福祉に関すること。 7. 児童扶養手当及び児童手当に関すること。 8. 児童委員に関すること。 9. 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。以下同じ。）に関すること。 10. 青少年対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 11. 青少年健全育成に係る総合的施策の実施に関すること。 12. 青少年に対する不健全行為の禁止及び有害環境の規制に関すること。 13. 青少年育成県民運動に関すること。 14. 青少年健全育成関係団体に関すること。 15. 青少年の団体活動の促進に関すること。 16. 児童相談所、成徳学校、女性相談所及び青少年総合相談センターに関すること。 17. 青少年問題協議会、青少年健全育成審議会及びいじめの重大事態に係る再調査委員会に関すること。 18. その他他課の分掌に属しない女性の福祉及び青少年対策に関すること。
障害福祉課	障害福祉 企画班 保護班 福祉推進班 障害福祉 サービス班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者、身体障害者、知的障害者及び発達障害者の福祉事業の推進に関すること。 2. 生活困窮者、身体障害者及び知的障害者の福祉に関する調査統計に関すること。 3. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 4. 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関すること。 5. 身体障害者及び知的障害者に係る市町村の行う援護に関し、市町村間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行うこと。 6. 障害児の保護委託に関すること。 7. 福祉年金の支給に関すること。 8. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。 9. 障害福祉サービス等による支援に関すること。 10. 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。 11. 心身障害者扶養共済制度に関すること。 12. 医療費公費負担制度に関する事務の統括に関すること。 13. 福祉のまちづくりに関する施策の総合企画及び連絡調整に関すること。 14. 障害者の虐待の防止に関すること（福祉企画課指導監査室の分掌に属するものを除く。）。 15. 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。 16. 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、視覚障害者センター、聴覚障害者センター及び健康の森学園に関すること。 17. 障害者施策推進審議会及び障害者介護給付費等不服審査会に関すること。 18. その他他課の分掌に属しない生活困窮者、身体障害者及び知的障害者に関すること。

課室名	班名	所掌事務
長寿社会課	長寿社会 企画班 介護保険 推進班 国民健康 保険班 医療保険 指導班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長寿社会に対応する施策の企画立案及び総合調整に関する事。 2. 高齢者保健福祉計画に関する事。 3. 介護保険事業に関する事。 4. 認知症対策に関する事。 5. 高齢者の福祉事業の推進に関する事。 6. 高齢者虐待の防止に関する事（福祉企画課指導監査室の分掌に属するものを除く。）。 7. 後期高齢者医療制度に関する事。 8. 国民健康保険に関する事（特定健康診査及び特定保健指導を除く。）。 9. 岡山県介護保険審査会、岡山県国民健康保険審査会、岡山県後期高齢者医療審査会及び岡山県国民健康保険運営協議会に関する事。 10. その他他課の分掌に属しない高齢者保健福祉対策に関する事。

○ 出先機関等

出先機関等名		所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	備前	<p>○健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 3. 高齢者の保健福祉に関すること。 4. 生活保護に関すること。 5. 児童福祉に関すること。 6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 7. 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 8. 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 9. 地域における健康づくりに関すること。 10. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 11. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 12. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 13. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 14. 調査統計に関すること。 15. 保健所の業務との総合調整に関すること。 16. 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉に関すること。 <p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関すること。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 5. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 6. 調査統計に関すること。 7. 保健福祉関係表彰に関すること。 8. 健康危機管理体制等に関すること。 9. 保健所運営協議会に関すること。 <p>（健康福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢化対策に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。 3. 高齢者の在宅保健福祉に関すること。 4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関すること。 5. 認知症対策に関すること。 6. 社会福祉事業の推進に関すること。 7. 社会福祉関係の法人、団体、社会福祉施設及び事業所の指導監督に関すること。 8. 民生委員及び児童委員に関すること。 9. 戦傷病者、戦没者遺族等、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。 10. 災害救助に関すること。 <p>（福祉振興課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 2. 児童及びひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 5. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 8. 保育所及び児童厚生施設に関すること。 9. 要保護女子の保護及び更生に関すること。 10. 岡山県福祉年金に関すること。
	備中	<p>○健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 3. 高齢者の保健福祉に関すること。 4. 生活保護に関すること。 5. 児童福祉に関すること。 6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 7. 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 8. 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 9. 地域における健康づくりに関すること。 10. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 11. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 12. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 13. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 14. 調査統計に関すること。 15. 保健所の業務との総合調整に関すること。 16. 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉に関すること。 <p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関すること。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 5. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 6. 調査統計に関すること。 7. 保健福祉関係表彰に関すること。 8. 健康危機管理体制等に関すること。 9. 保健所運営協議会に関すること。 <p>（健康福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢化対策に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。 3. 高齢者の在宅保健福祉に関すること。 4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関すること。 5. 認知症対策に関すること。 6. 社会福祉事業の推進に関すること。 7. 社会福祉関係の法人、団体、社会福祉施設及び事業所の指導監督に関すること。 8. 民生委員及び児童委員に関すること。 9. 戦傷病者、戦没者遺族等、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。 10. 災害救助に関すること。 <p>（福祉振興課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 2. 児童及びひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 5. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 8. 保育所及び児童厚生施設に関すること。 9. 要保護女子の保護及び更生に関すること。 10. 岡山県福祉年金に関すること。

出先機関等名		所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	美作 企画調整情報課 健康福祉課 指導班 長寿社会班 事業者班 福祉振興課 障害福祉・保護班 子育て支援班 保健課 地域保健班 保健対策班 真庭保健課 地域保健班 保健対策班 勝英地域保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 真庭衛生課 家庭児童相談室	<p>(保健課、地域保健課、備北保健課及び真庭保健課)</p> <p>1. 地域における保健及び福祉に係る一体的な施策の推進に関する こと。</p> <p>(衛生課、備北衛生課及び真庭衛生課)</p> <p>1. 生活衛生対策に係る保健福祉の調整に関すること。</p> <p>(検査課)</p> <p>1. 快適な環境づくりの推進の支援に関すること。</p> <p>(家庭児童相談室)</p> <p>1. 児童及び妊産婦の福祉に係る実情の把握に関すること。 2. 児童及び妊産婦の福祉に関する事項に係る相談、調査及び指導 に関すること。</p>

出先機関名	所掌事務
福祉相談センター	総務企画課 1. 庶務に関する事。 2. 福祉相談センター内の連絡調整に関する事。 3. 相談機能の強化に関する事。 4. 児童相談所業務に関する情報の収集、整理及び活用に関する事。 5. 児童相談所業務の事例検証に関する事。 6. 児童相談所及び市町村職員の研修に関する事。 7. 障害者スポーツの推進に関する事。
	子ども家庭相談部
	子ども支援課 地域支援班 心理支援班 子ども養護班 1. 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 2. 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに依ること。 3. 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関する事。 4. 児童福祉統計に関する事。 5. 他の児童相談所に対する1～4の業務の援助及び調整に関する事。 6. 児童の措置に関する事。 7. 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関する事。 8. 里親及び保護受託者の登録及び指導に関する事。 9. 児童保護弁償金の額の決定に関する事。 10. 児童の心理判定及び医学的診断並びにこれらに基づく指導に関する事。 11. 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関する事。 12. 療育手帳の判定その他児童の心身障害に係る判定に関する事。
	子ども保護課 1. 児童の一時保護に関する事。 2. 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関する事。 3. 一時保護児童の健康管理に関する事。 4. 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関する事。 5. 一時保護児童の給食に関する事。
	女性相談課 1. 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。 2. 要保護女子の一時保護を行うこと。 3. 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下この項において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者をいう。以下同じ。）に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。 4. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他必要な指導を行うこと。 5. 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。以下同じ。）の一時保護を行うこと。 6. 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。 7. 法に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 8. 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

	<p>障害者相談課 相談支援班 手帳交付班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。 2. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 3. 補装具の処方及び適合判定に関すること。 4. 身体障害者の地域リハビリテーションに関すること。 5. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者に係る巡回相談に関すること。 6. 身体障害者手帳又は療育手帳の交付及びこれに付随する業務に関すること。
--	-----------------------------------	---

出先機関名		所掌事務
児童相談所	中央	<p>子ども相談課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 2. 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 3. 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関すること。 4. 児童福祉統計に関すること。
	倉敷	<p>子ども相談課 地域支援第一班 地域支援第二班 初期対応班 子ども養護課 子ども発達支援課</p> <p>(子ども養護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の措置に関すること。 2. 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関すること。 3. 里親及び保護受託者の登録及び指導に関すること。 4. 児童保護弁償金の額の決定に関すること。
	津山	<p>子ども支援課 地域支援班 心理支援班</p> <p>(子ども発達支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の心理診断及び医学診断並びにこれらに基づく指導に関すること。 2. 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。 3. 療育手帳その他児童の心身障害に係る判定に関すること。 <p>(子ども保護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の一時保護に関すること。 2. 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関すること。 3. 一時保護児童の健康管理に関すること。 4. 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関すること。 5. 一時保護児童の給食に関すること。 <p>(子ども支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども相談課、子ども養護課及び子ども発達支援課の業務に関すること。 2. 他の児童相談所に対する業務の援助及び調整に関すること(中央児童相談所に限る。) 3. 子ども保護課の業務に関すること(津山児童相談所に限る。)
成徳学校	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関すること。 2. 給食に関すること。
	指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の学習指導、職業指導及び生活指導に関すること。 2. 児童の心理学上及び精神医学上の診査に関すること。 3. 児童の能力及び適性の判定に関すること。 4. 児童の余暇利用の指導に関すること。 5. その他児童の自立支援に関すること。
女性相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)に関する各般の問題につき、相談に応ずること。 2. 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。 3. 要保護女子の一時保護を行うこと。 4. 被害者に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。 5. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。 6. 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族)の一時保護を行うこと。 7. 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。 8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 9. 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 10. 岡山県男女共同参画の促進に関する条例第22条第1項第2号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、適切な助言、一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うこと。

出 先 機 関 名		所 掌 事 務
青少年総合相談センター		<ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年のいじめ、不登校、非行等に関する相談及び指導に関すること。 2. 青少年に関する他の相談機関のあつせんに関すること。 3. 青少年に関する情報の収集及び提供に関すること。 4. 前三号に掲げるもののほか、青少年総合相談センターの目的の達成に必要な業務に関すること。
身体障害者更生相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。 2. 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 3. 補装具の処方及び適合判定に関すること。 4. 地域リハビリテーションに関すること。 5. 巡回相談に関すること。 6. 身体障害者手帳の交付及びこれに付随する業務に関すること。
知的障害者更生相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。 2. 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。 3. 療育手帳の判定及び交付並びにこれに付随する業務に関すること。
健康の森 学園	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関すること。 2. 地域との交流及び普及啓発に関すること。
	訓練部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者の基本的な生活訓練及び指導に関すること。 2. 知的障害者の就労その他の社会参加の促進に必要な適応訓練及び指導に関すること。 3. 知的障害者の退園後の指導及び援助に関すること。 4. その他知的障害者の訓練及び指導に関すること。

3. 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等

課名	名称	根拠法令等	担 任 事 務
福祉企画課	岡山県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項 岡山県社会福祉審議会 条例	知事の諮問に応じて社会福祉に関する事項（精神障害のある人に関する事項を除く。）を調査審議する事務
子ども未来課	岡山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法 第77条第4項 岡山県子ども・子育て 会議条例	県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更の際に意見具申を行う事務。また、子ども・子育て支援施策の推進に関し、調査審議を行う事務
子ども家庭課	岡山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会 法 岡山県附属機関条例	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
	岡山県青少年健全育成審議会	岡山県附属機関条例	青少年の健全育成及び非行防止に係る事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会	いじめ防止対策推進法 第30条第2項、第31条 第2項 岡山県いじめ問題対策 連絡協議会等の設置等 に関する条例	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく同法第28条第1項の規定による調査の結果についての再調査に関する事務
障害福祉課	岡山県障害者施策推進審議会	障害者基本法第36条 岡山県障害者施策推進 審議会条例	障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、調査、審議する事務
	岡山県障害者介護給付費等不服審査会	岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例	介護給付費等、地域相談支援給付費等、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する不服申立て（審査請求）の審理に関する事務
長寿社会課	岡山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	国民健康保険に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務
	岡山県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条 第1項 岡山県国民健康保険運 営協議会条例	国民健康保険の運営に関する事項の審議を行う事務
	岡山県介護保険審査会	介護保険法第184条	介護保険に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務
	岡山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に 関する法律第129条	後期高齢者医療に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務

第3 令和5年度 子ども・福祉行政の重点施策

1 施策推進の基本的な考え方

本格的な人口減少・長寿社会の到来などの社会情勢に的確に対応するため、県政の最上位計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（令和3年3月策定）において、「教育県岡山の復活」「地域を支える産業の振興」「安心で豊かさが実感できる地域の創造」を重点戦略としている。その下に、戦略プログラムとして「徳育・体育推進プログラム」「保健・医療・福祉充実プログラム」「結婚・妊娠・出産応援プログラム」「子育て支援充実プログラム」を掲げ、これらのプログラムに着実に取り組むことにより、子どもから高齢者まで全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指す。

2 徳育・体育推進プログラム

青少年のコミュニケーションツールの変化等に合わせ、悩みや不安を抱える青少年が相談しやすい環境の整備を図るため、岡山県青少年総合相談センターにおいて、SNSを活用した相談窓口を設置する。

3 保健・医療・福祉充実プログラム

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す地域共生社会実現のため、市町村の実施する重層的支援体制整備事業を支援する。

強度行動障害のある人の自立支援として、県民の理解を深めるとともに、相談窓口の設置や施設等への専門家派遣による具体的助言を行う。また、障害のある人の社会参加を促進するため、就労定着支援アドバイザーを配置し、障害のある人の就労定着を支援する。

医療的ケア児及びその家族等に対する支援については、令和4年度に開設した医療的ケア児支援センターの機能強化や施設職員の研修事業等を実施する。

地域包括ケアシステムの構築について、地域の実情に応じた取組を進める市町村にアドバイザーを派遣し、効果的な事業を実施できるよう支援するとともに、認知症と診断された人の不安や孤立感、家族の負担感を軽減するため、認知症に関する正しい知識や相談先等を記載したパンフレットを作成し、医療機関等へ配布する。

4 結婚・妊娠・出産応援プログラム

若い世代のライフデザイン構築支援として、赤ちゃんと直接ふれあう体験等を通じて、子どもを生み育てていく喜びや重みの理解を促す機会を提供する。また、インターンシップの場を活用して、子育てと仕事を両立している従業員と交流できる機会を提供する。

出会い・結婚支援として、おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。会員増加を目指して、登録「無料」キャンペーンを実施するとともに、結婚希望者のスキルアップ講座等の充実を図る。また、「結婚支援コンシェルジュ」を配置し、企業や他県と連携した多様な出会いの機会を提供する。

子育て支援として、ももっこカードを従来の紙カードからアプリに移行し、

利用者の利便性向上を図るとともに、PR動画作成と利用促進イベントを行い、制度の活性化と協賛店舗の拡大を図る。新たな少子化対策にチャレンジする意欲的な市町村に、専門家の派遣や事業実施にかかる費用の助成などを行い、伴走型で支援する。

さらに、企業とタイアップした子育て支援策を検討するための調査や、次期岡山いきいき子どもプラン策定に向けた県民意識調査を実施する。

5 子育て支援充実プログラム

保育士不足を解消するために、保育士養成校の学生に修学資金の支援を行い、県内保育所等への就職促進を図るとともに、保育士養成校との連携を強化し、在校生の県内保育所等への就職率向上と現任保育士の離職防止に取り組む。また、保育士・保育所支援センターを核として、潜在保育士の掘り起こしや就業支援の取組を推進する等、保育士確保対策の強化を図る。

さらに、保育の質の向上や保育現場の処遇改善につなげるため、保育士等キャリアアップ研修を実施する。

市町村の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援を推進し、包括的な支援体制の構築を図る。

市町村において養育環境等の課題を抱える児童の居場所となる拠点を開設し、学習支援や生活習慣の形成、食事の提供など児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談支援に取り組む市町村を支援する。

里子・里親支援として、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一貫した支援を実施する。

第4 主要事業の概要

《福祉企画課》

1 地域福祉の推進

高齢者や障害のある人、子育て中の方などを含め、地域におけるすべての人が、人としての尊厳と個性を尊重されながら、家庭や地域の中で、自立し、安全・安心に暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

(1) 地域共生社会の実現

令和2年3月に改訂した「岡山県地域福祉支援計画」に基づき、共に支え合う地域づくりの推進、利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備、市町村地域福祉計画の策定の支援・推進を図る。

(2) 重層的支援体制の整備

国では、地域共生社会の実現に向け、市町村において、地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに円滑に対応できるよう、既存の相談支援等の事業を活かしつつ、多機関協働やアウトリーチ等を組み合わせた包括的支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を令和3年度に創設した。

当該事業を実施する市町村に対し経費を補助するとともに、当該事業の実施を検討している市町村に対し研修会の開催やアドバイザーの派遣等の支援を行う。

(3) 福祉・ボランティア活動等の活性化促進

県民総参加の下に、ボランティア・NPO、福祉関係団体、行政等が協働して地域福祉を推進するための総合拠点施設として平成17年度に整備した「総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）」の有効活用を図る。

(4) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員の役割、活動に必要な知識及び地域社会における問題等について研修会を開催するとともに、地区民生委員・児童委員協議会が行う研修事業に対して助成することにより、民生委員・児童委員の資質の向上を図り、協力体制を整備する。

(5) 高齢者、障害のある人等への福祉サービスの利用等支援（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用援助など日常生活に必要な支援を行う。

(6) 刑事施設等退所者への福祉サービスの利用支援（地域生活定着促進事業）

平成22年度に設置した「地域生活定着支援センター」において、高齢や障害があることにより刑事施設等から退所した後に自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行う。

2 福祉基盤の充実

超高齢社会を迎え、福祉・介護サービスの需要は増大しているにもかかわらず、福祉・介護職場では有効求人倍率の高さにも見られるように人材の確保が難しい状況にあるため、福祉・介護人材の安定的な確保を図り、その定着を支援する。

また、社会福祉施設の整備に対する支援を行うとともに、福祉サービスに関する適正な運営の確保を図る。

(1) 福祉・介護人材の確保及び定着

ア 推進体制

(ア) 福祉人材センターの運営

岡山県社会福祉協議会内に設置した「岡山県福祉人材センター」において、関係機関・団体と連携し、無料職業紹介や福祉サービスに関する広報、啓発等を行い、豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉・介護職場への就業と、就業した人材の定着を図る。

(イ) 福祉・介護人材確保対策推進協議会の運営

福祉・介護人材の確保に向けて、県、福祉人材センター、事業所（団体）、職能団体、養成施設、労働局などの関係機関や団体で構成するネットワーク組織によって、目標共有や、役割分担を明確にしなが、連携と協働の意識を醸成し、オール岡山で取り組む。

イ 事業の推進

地域医療介護総合確保基金（国2／3、県1／3）の活用などにより、福祉・介護分野への多様な人材の参入を促し、職員が生き生きと働き続けることができる環境づくりを行うための事業を実施する。

目 的	主 な 事 業 内 容
入職者を増やす	<p>【若年層、女性、高齢者など興味・関心がある方向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員による出前講座の実施（中・高生対象） ○ 福祉のしごと職場体験ツアーの実施（小・中学生対象） ○ 仕事の魅力ややりがいを伝えるセミナー等の開催 ○ 高校生インターンシップの実施 ○ 介護の日（11月11日）関連啓発イベントの一体的実施 ○ 効果的な情報発信（おかやまフクシ・カイゴWEB） ○ おかやま介護GP（介護技術競技）の実施 ○ 福祉・介護分野初任者向け入門的研修の実施 <p>【養成施設の学生向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士修学資金等の貸付（ウに再掲） ○ 外国人留学生に対する日本語学習等の支援 <p>【求職者向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉人材センターのキャリア支援専門員によるきめ細かなマッチング ○ 福祉の就職フェアの開催 ○ 介護分野・障害福祉分野就職支援金の貸付（ウに再掲） <p>【介護施設向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人介護留学生受入事業者に対する支援（エに再掲） ○ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

	【福祉系高校の学生向け】 <input type="radio"/> 福祉系高校修学資金の貸付（ウに再掲） <input type="radio"/> 福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付（ウに再掲）
離職者の再就職を促す	<input type="radio"/> 潜在的有資格者の再就職に向けた研修・就職相談の実施 <input type="radio"/> 介護福祉士等の資格届出制度の推進 <input type="radio"/> 離職した介護人材への再就職準備金の貸付（ウに再掲）
離職者を減らす	<input type="radio"/> 新任職員合同入職式の開催 <input type="radio"/> 社会保険労務士による仕事の悩み相談・出張講座の実施 <input type="radio"/> 職場を離れにくい小規模事業所等への訪問研修の実施 <input type="radio"/> 研修受講時の代替職員の確保支援、研修受講経費の支援 <input type="radio"/> 介護福祉士資格の取得を目指す介護職員への実務者研修受講費用の貸付（ウに再掲） <input type="radio"/> メンター制度導入支援事業の実施 <input type="radio"/> 入職3年未満の介護職員を対象とした集合研修の実施 <input type="radio"/> 介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能外国人を対象とした集合研修の実施
働きやすい職場づくり	<input type="radio"/> おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言の実施

ウ 介護福祉士修学資金等の貸付

介護福祉士養成施設や福祉系高校の在学者で、卒業後、介護福祉士として県内において指定業務に従事しようとする者に対し、修学資金を無利子で貸与し、修学を容易にするとともに、介護施設・事業所で働きながら介護福祉士資格の取得を目指す者に対し、実務者研修受講費用を無利子で貸与することにより、質の高い介護職員の確保及び定着を図る。

また、離職した介護人材に対し、再就職準備金を、他業種で働いていた方で一定の研修を終了した方に対し、就職支援金を無利子で貸与することで幅広く介護人材の確保を図る。（貸付主体：（福）岡山県社会福祉協議会）

○新規貸付状況

年 度	区 分	貸付決定人員	貸付決定額（千円）
令和3	修学資金	48	80,465
	実務者研修受講資金	57	10,225
	再就職準備金	4	1,600
	介護分野就職支援金	2	400
	障害福祉分野就職支援金	0	0
	福祉系高校修学資金	4	1,660

令和4	修学資金	64	101,583
	実務者研修受講資金	41	7,126
	再就職準備金	5	1,980
	介護分野就職支援金	5	1,000
	障害福祉分野就職支援金	1	200
	福祉系高校修学資金	2	880
	福祉系高校修学資金返還 充当資金	0	0

エ 外国人介護留学生受入事業者に対する支援

介護福祉士の資格取得を目指す留学生へ奨学金等の支援を行い、将来、当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することで、県内の介護人材確保を図る。

○申請状況

年度	申請法人数	留学生数	補助額（千円）
令和3	5	10	1,881
令和4	8	20	3,922

(2) 社会福祉施設等の充実

ア 社会福祉施設等の整備

県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、県障害福祉計画などに基づき、社会福祉施設の計画的な整備を行う。

○令和4年度社会福祉施設等の整備実績

施設種別	箇所数			備考 (その他の内容)
	創設	その他	計	
救護施設	—	1	1	老朽民間社会福祉施設整備(1)
障害福祉サービス事業所	4	—	4	
障害者支援施設	—	—	—	
特別養護老人ホーム	—	—	—	
放課後児童クラブ	10	18	28	改築(15)、拡張(1)、大規模修繕(2)
児童養護施設	1	—	1	
ファミリーホーム	—	—	—	
自立援助ホーム	—	—	—	
合計	15	19	34	

イ 福祉サービスに関する苦情解決

岡山県社会福祉協議会内に「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を設置し、公正・中立な第三者機関として、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。

3 戦争犠牲者等の援護業務

旧軍人・軍属及び戦傷病者、戦没者遺族、帰国者又は未帰還者など戦争犠牲者に対する援護は、国家補償の見地から主に「恩給法」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」を基本として、種々の援護施策が行われてきており、援護範囲の拡大、年金額の増加や特別弔慰金の増額等内容の改善・充実が図られている。

中国残留邦人等については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」等に基づき、各種支援策を行う。

(1) 戦没者遺族に対する援護

戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定事務を行う。

また、戦没者遺族相談員を設置し、戦没者遺族の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。

(2) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給・障害年金の給付の請求指導、国への進達及び戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の交付、J R乗車券類引換証の交付等を行うほか、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定事務を行う。

また、戦傷病者相談員を設置し、戦傷病者の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。

(3) 旧軍人・軍属等に対する援護

旧軍人等の在職年に対応する普通恩給、一時恩給、加算改定等の請求手続の指導及び受給資格の審査並びに国への進達を行う。

また、公的年金への加算や叙勲の申請等のために軍歴証明書を発行する。

(4) 中国残留邦人等に対する援護

生活習慣や言葉等の相違から日本社会に定着していく上で困難を伴う中国残留邦人等に対して、生活の安定を図るための各種支援給付及び配偶者支援金の支給、日常生活の相談に応じる自立指導員や自立支援通訳の派遣、日本語教室やスクーリングの実施等、地域社会において早期に定着・自立ができるよう支援を行う。

4 原爆被爆者対策

原子爆弾被爆者の健康の保持増進を図るため、無料で健康診断を実施する。また、各種手当の支給や介護老人福祉施設の入所等介護保険利用に係る自己負担分の助成を行うほか、被爆者相談員による相談事業等を実施する。

○県内被爆者数の推移

(単位：人)

年 度	被爆者数	新規	転入	転出	死亡
令和2	1,102	1	9	5	88
令和3	1,014	1	8	7	90
令和4	938	14	10	5	95

5 災害への対応

県内で災害が発生したときは、人的被害、住家被害など被害状況の把握に努め、災害救助法の適用の決定や救助方法の検討などを行うとともに、必要に応じて市町村への救助の委任を行うなど、災害救助法の適切な運用を行う。

また、災害時に、県、市町村、災害時協力協定団体等が連携して、要配慮者（災害時に高齢や障害等により特に配慮を要する者）をはじめとする被災者の支援を適切に行えるよう、平時の取組を推進する。

(1) 災害救助法の適用等

災害対策本部規程に基づき、県内で災害が発生したときの災害救助法の適用事務、救援物資の備蓄等を行う。救援物資については、南海トラフ地震の被害想定に基づき、アルファ米等を計画的に購入し、県民局、地域事務所倉庫等に分散して備蓄している。

県の備蓄量（令和5年4月現在）

（内訳）アルファ米：334,400食、排便収納袋：499,400枚

(2) 災害時における福祉支援体制整備事業

県、市町村、福祉関係団体等による災害時の連絡体制や検討事項に関する会議や、社会福祉施設職員等を対象に災害対応に関する研修会を実施するとともに、岡山DWA T（災害派遣福祉チーム）の機能強化を図るなど、災害時に福祉支援を機能させるための体制整備を図る。

6 被災者生活支援

平成30年7月豪雨の被災者に応急仮設住宅を供与するとともに、1日も早い住まいと生活の再建に向けて、被災者生活再建支援金の支給手続などの各種支援を行う。

(1) 応急仮設住宅の供与

住家が全壊した場合や、半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、居住する住家がない場合で、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、借上型仮設住宅を供与する。

○仮設住宅の入居状況（令和5年3月末現在）

区 分	入居戸数	入居者数
借上型仮設住宅	5戸	11人

(2) 転居費用助成事業

仮設住宅入居者が入居期間内に民間賃貸住宅等へ転居した場合に、転居に必要な費用を助成する。

- ・引越に要する費用 助成額 10万円／世帯
- ・民間賃貸住宅入居時の初期費用 助成額 20万円／世帯

○支給決定 3,409件 支給額 419,200千円（令和5年3月末時点）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

平成30年7月豪雨により、住宅が全壊・大規模半壊した場合や、半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむなく解体した場合は、住宅の被害程度に応じて基礎支援金を、住宅の再建方法に応じて加算支援金を支給する。

○支給状況（令和5年3月末時点）

支給決定件数 11,629件 支給額 123億9千万円

《指導監査室》

1 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監督等

(1) 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法に基づき、法人の適正な運営の確保を図るため、社会福祉法人に対する指導監査等を行う。

○社会福祉法人の数（令和5年4月1日現在）

社会福祉法人	89
--------	----

※県所管の現存する法人のみ計上

(2) 社会福祉施設の指導監査

社会福祉法をはじめとする関係法令（老人福祉法等）に基づき、社会福祉法人が設置している各種社会福祉施設について、施設の適正な運営の確保を図るため、指導監査等を行う。

○社会福祉施設の数（令和5年4月1日現在）

施設種別及び関係法令	施設名	施設数
生活保護 【生活保護法】	救護施設	5
	授産施設	1
障害者福祉 【障害者総合支援法】	障害者支援施設	20
老人福祉 【老人福祉法】	養護老人ホーム	12
	特別養護老人ホーム	78
	軽費老人ホーム	28
児童福祉 【児童福祉法等】	児童養護施設	6
	児童発達支援センター	13
	障害児入所施設	1
	児童家庭支援センター	2
	保育所	121
	幼保連携型認定こども園	54
	保育所型認定こども園	13
	児童厚生施設	18
社会福祉住居 【社会福祉法】	無料低額宿泊所	2
社会福祉施設 合計		374

※県所管の現存する施設のみ計上

(3) 福祉サービス第三者評価事業

県が認証した公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価し、その評価結果を公表する、福祉サービス第三者評価事業を推進する。

2 障害福祉サービス事業者の指導監督

障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業所等の指定を行うとともに、指定を受けた事業者に対し、障害福祉サービスの質の確保・向上を図るための指導監督を行い、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を行う。

また、相談支援事業者に係る市町村が行う指定及び指導監督等の事務に関して、指導・助言を行う。

○障害福祉サービス事業所等の数（令和5年4月1日現在）

居宅介護	87	共同生活援助	60
重度訪問介護	66	施設入所支援	24
同行援護	20	地域移行支援	24
行動援護	6	地域定着支援	23
療養介護	2	小 計	606
生活介護	72	児童発達支援	77
短期入所	51	医療型児童発達支援	1
自立訓練（生活訓練）	4	放課後等デイサービス	129
宿泊型自立訓練	1	居宅訪問型児童発達支援	4
就労移行支援	8	保育所等訪問支援	16
就労継続支援A型	35	福祉型障害児入所施設	1
就労継続支援B型	112	医療型障害児入所施設	1
就労定着支援	8	小 計	229
自立生活援助	3	合 計	835

※県所管の現存する施設・事業所のみ計上（休止を除く。）

3 介護サービス事業者の指導監督

介護保険法に基づき、介護サービス事業所等の指定（許可）を行うとともに、指定を受けた事業者に対し、介護サービスの質の確保・向上を図るための指導監督を行い、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を行う。

また、介護サービス事業者に係る市町村が行う指定及び指導監督等の事務に関して、指導・助言を行う。

○介護サービス事業所等の数（令和5年4月1日現在）

訪問介護	155	短期入所生活介護	115
訪問入浴介護	5	短期入所療養介護 （みなしを含む。）	91
訪問看護ステーション	56	特定施設入居者生活介護	40
訪問看護（みなしを含む。）	457	福祉用具貸与	29
訪問リハビリテーション （みなしを含む。）	416	特定福祉用具販売	30
居宅療養管理指導 （みなしを含む。）	1,011	介護老人福祉施設	90
通所介護	162	介護老人保健施設	42
通所リハビリテーション （みなしを含む。）	887	介護療養型医療施設	1
		介護医療院	12
		合 計	3,599

※県所管の現存する施設・事業所のみ計上（休止、介護予防を除く。）

※「みなし」とは、保険医療機関等の指定や介護老人保健施設、介護医療院の許可があったときに介護保険事業所の指定があったものとして取り扱われるものをいう。

《子ども未来課》

1 少子化対策

社会・経済に大きな影響を及ぼす今日の急速な少子化の流れに歯止めをかけるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めることが重要となっている。

○県の人口推移 (各年10月1日現在、単位：人)

年次	県人口	年 齢 別 内 訳		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成17年	1,957,264	275,743	1,236,318	438,054
平成22年	1,945,276	264,853	1,178,493	484,718
平成27年	1,921,525	247,890	1,098,140	540,876
令和2年	1,888,432	229,352	1,032,394	557,991

※国勢調査による。

※人口総数には、年齢区分不詳を含む。

○合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数）、出生数（人）

	区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
合計特殊 出生率	岡山県	1.56	1.54	1.53	1.47	1.48	1.45
	全 国	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30
出生数	岡山県	15,477	14,910	14,485	13,695	13,521	13,107
	全 国	977,242	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622

※厚生労働省「人口動態調査（確定数）」による。

(1) 「岡山いきいき子どもプラン2020」の推進

子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境の変化を踏まえ、少子化対策・子育て支援施策の総合的な計画である「岡山いきいき子どもプラン2020」に基づき、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進する。

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」等に位置付けている。

(2) ライフデザイン構築支援

ア 赤ちゃんふれあい学習動画コンテンツ作成事業

中学生等が赤ちゃんや母親等と直接ふれあう体験を通じ、男女ともに子どもを生ま育てていく喜び、重みについて理解を促す「赤ちゃんふれあい感動！体験等事業」において、関連する学習動画を作成し、学習用動画サイトに掲載する。

イ 結婚・子育てライフデザイン講座の開催

子育て中の方とのワークショップや企業の子育て支援の紹介等を取り入れたライフデザイン講座を、高校生から社会人まで各年代に合わせて、学校・企業単位でモデル事業として実施する。

ウ 子育てと仕事の両立体感事業@インターンシップ

インターンシップの場を活用し、子育てと仕事の両立をしている従業員と交流できる機会を提供する。

(3) 結婚の希望がかなう環境づくり

ア おかやま縁むすびネット推進事業

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化への対応として、おかやま出会

い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。「結婚支援コンシェルジュ」の配置や、同ネット登録「無料」キャンペーンを実施するとともに、結婚希望者のスキルアップ講座等の充実を図る。

イ おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業

企業や他県と連携して、出会いの場を提供するとともに、効果的な周知・広報を行うことで、結婚に向けた気運の醸成を図る。

(4) 市町村と連携した少子化対策の推進

ア 地域少子化対策重点推進事業

国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、結婚や子育てに温かい社会づくり、気運の醸成などの取組を行う市町村を支援するとともに、新婚世帯に住宅費用や引越し費用などを補助する結婚新生活支援事業に取り組む市町村の拡大を図る。

イ 少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業

新たな少子化対策にチャレンジする市町村とともに、地域課題の把握や対策の検討を行い、事業実施に係る費用の支援を行うことにより、少子化対策に意欲的な市町村を伴走型で支援するとともに、優良事例の横展開を図る。

(5) 子育てを応援する気運の醸成

ア ももっこカードアプリ化事業

子育て家庭応援パスポート「ももっこカード」のアプリを開発・導入し、利用者の利便性向上を図るとともに、子育て家庭への情報発信力の強化を図る。

イ ベビーファースト推進事業

(ア) ももっこカード利用促進キャンペーン事業

認知度向上のためのPR動画作成や利用促進イベントを行い、協賛店舗拡大を図る。

(イ) おかやま子育て応援宣言企業活性化事業

おかやま子育て応援宣言企業制度の更なる活性化に向け、登録企業の訪問指導等により取組向上を図る。

(ウ) パパ・グランパ・グランマ力アップ事業

経済団体と連携し、「取るだけ育休」にならないよう父親等の育児参加につながる講座を実施する。また、子育て応援BOOK（パパ編、グランパ・グランマ編）を作成する。

(エ) 地域の子育て応援事業

ももっこステーション・子育てカレッジを中心に、子育てイベントを開催し、子育て家庭同士の交流や子育て支援団体の連携を図り、楽しく安心して子育てができる環境づくりを行う。

(6) 調査

ア 企業とタイアップした子育て支援検討事業

企業とタイアップした多子世帯向けの子育て支援策等を検討するため、県内企業の社員に対する子育て支援の取組を調査する。

イ 岡山いきいき子どもプラン県民意識調査事業

令和6年度の「岡山いきいき子どもプラン2025（仮称）」策定のため、県民意識調査を実施する。

(7) 第3子以降保育料無償化事業

多子世帯の経済的負担を軽減し、3人以上の子どもを持ちたい世帯の希望がかなうよう、第3子以降の0～2歳児の保育料を無償化又は軽減する市町村を支援する。

2 子ども・子育て支援施策の推進

地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村と連携し、子ども・子育て支援新制度の着実な実施に努める。

認定こども園、幼稚園、保育所に対する「施設型給付」、小規模保育・事業所内保育等の地域型保育事業に対する「地域型保育給付」、認可外保育施設・預かり保育等を利用した子の保護者に対する「施設等利用給付」により財政支援を行う。

○保育所・認定こども園の定員・入所児童数等の状況（各年度4月1日現在）

区分	公私の別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数(か所)	公立	199	196	198	197	194
	私立	238	252	259	268	270
	計	437	448	457	465	464
定員数(人) (A)	公立	18,088	18,157	18,686	18,654	18,600
	私立	27,320	28,513	29,151	30,068	30,115
	計	45,408	46,670	47,837	48,722	48,715
入所児童数(人) (B)	公立	16,358	16,115	16,185	15,807	15,416
	私立	27,506	28,433	28,968	29,621	29,815
	計	43,864	44,548	45,153	45,428	45,231
充足率 (B/A)	公立	90.4%	88.8%	86.6%	84.7%	82.9%
	私立	100.7%	99.7%	99.4%	98.5%	99.0%
	計	96.6%	95.5%	94.4%	93.2%	92.8%
待機児童数 (人)		698	580	403	104	79

(1) 保育サービスの充実等

ア 多様な保育サービスの提供

地域の多様なニーズに対応するため、市町村が提供するきめ細かな保育サービスの実施を支援する（一部抜粋）。

(ア) 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭で、児童の保育が困難となる場合、一時的に預かり保育を実施する。

(イ) 病児保育事業

病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う。市町村域を越えた相互利用の推進により、病児保育を利用できる環境整備を図る。

(ウ) 延長保育事業

保育所等で通常の利用日・利用時間以外の日・時間において保育を行う。

(エ) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする。

(オ) ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の就労者や主婦を会員とし、児童の預かりの援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との連絡調整を行う。

イ 保育体制の整備

市町村が行う保育所や認定こども園等の整備にあたって必要な助言等を行う。また、国の保育対策総合支援事業を活用し、保育士の負担軽減や医療的ケア児の受入体制の

整備等に取り組む市町村を支援する。

(2) 保育人材の確保

ア 保育士の試験・登録

保育士試験を年2回実施するとともに、保育士の資格を有する者が保育士業務を行えるよう、児童福祉法の規定に基づき、県が備える保育士登録簿へ保育士登録を行う。

イ 保育士・保育所支援センター

保育人材の確保に向けて、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供やマッチング等により潜在保育士の掘り起こしと就業支援を行うとともに、相談支援や研修会の開催により現任保育士の離職防止を図る。

ウ 保育士養成施設連携強化事業

指定保育士養成施設と連携し、就職支援や離職防止、保育士の勤務実態の把握などに取り組み、保育士確保につなげる。

エ 保育士修学資金等貸付

保育士就学資金貸付制度を活用し、指定保育士養成施設に在学する学生の県内保育所等への就職を促進するとともに、保育士就職準備金貸付制度を活用し、潜在保育士の再就職を支援する。

(3) 保育の質の向上

ア 発達障害児支援保育士等研修

人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特性を理解した支援が行えるよう、保育士等を対象とした研修を実施する。

イ 3歳未満児保育サービス向上支援研修

3歳未満児の保育の実施に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、保育士同士の情報交換の機会を提供し、地域の子育て支援の核となる保育士等の資質向上を図る。

ウ 保育士等キャリアアップ研修

保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、保育士等のキャリアアップ及び処遇改善につなげる。

エ 認可外保育施設における保育の質の確保

認可外保育施設について、児童福祉法に基づく施設の設置届出の受理を行うとともに、施設職員に対して重大事故防止などの研修を行う。

オ 子育て支援員研修

地域における子育て支援の担い手として、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業などで保育や子育て支援に従事する人材を育成するための研修を実施する。

(4) 待機児童対策

待機児童が生じている市町村と県が連携して待機児童等対策協議会を設置し、待機児童解消に向けた取組を推進する。

(5) 放課後児童クラブの支援

ア 放課後児童健全育成事業

児童館、保育所・学校の余裕教室などを利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図る放課後児童クラブの運営及び施設・設備の整備を支援する。

イ 放課後児童クラブ学びの場充実事業等

放課後児童クラブにおいて児童の学習活動をサポートする人員の配置等を支援することにより、児童に学習習慣を定着させる。また、地域の様々な人々と関わり合うことのできる体験活動の実施を支援することにより、充実した学びの場を構築し、児童の健全な育成を図る。

ウ 放課後児童支援員等の確保及び質の向上

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童クラブにおいて、児童の育成支援に従事する「放課後児童支援員」の資格取得研修を実施し、放課後児童クラブの質の向上を図る。

(イ) 放課後児童支援員等資質向上研修

放課後児童クラブの児童の育成支援に従事して間もない職員や、指導的立場にある職員に対する資質向上研修等を体系的に実施することにより、放課後児童支援員等のキャリアアップ及び処遇改善につなげる。

(6) 地域の子育て支援の充実

ア ももっこステーションの設置促進

乳幼児とその保護者が相互に交流したり、子育て相談ができる身近な居場所である「ももっこステーション」の認定を市町村へ働きかけるとともに、SNS、県のホームページ等により、県民への認知度向上のための情報発信を行う。

イ おかやま子育てカレッジ

大学等有する専門知識や施設等を活用した地域ぐるみの子育て支援の取組を行う「おかやま子育てカレッジ」の活動を支援するとともに、カレッジ間のつながりづくりを進めることにより、産・学・民・官の協働による子育て支援ネットワークを強化する。

《子ども家庭課》

1 ひとり親家庭等の自立の促進

経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭等に対し、相談体制の充実を図るとともに、就労や生活の支援などの施策により、ひとり親家庭等の自立促進を図る。

(1) 生活の支援

母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターによる相談対応、一時的に必要な家事や介護、保育サービスなどの日常生活に関する支援等を実施する。

(2) 経済的自立の支援

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等に対する医療費の助成、養育費確保のための支援等を実施する。

(3) 就業の支援

ひとり親家庭支援センターによる就業相談や就業情報の提供、個々の状況・ニーズに応じた自立支援計画の策定、就職に有利な資格取得のための給付金の支給、高等学校卒業程度認定試験合格のための学び直しの支援等を実施する。

2 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する県計画に基づき、教育や生活支援、保護者に対する就労支援などの重点施策を、子どもの貧困対策会議等を通じ、関係部局が連携して総合的に推進する。

また、困難を抱える子どもを支援するため、市町村が早期発見・早期支援の仕組みを取り入れるよう研修会を実施する。

さらに、民間団体間のネットワークを作り、各団体の対応力等の向上を図るほか、新たに子どもの居場所を立ち上げる際の経費を補助するなど、子どもが家庭環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進する。

3 婦人保護事業

売春防止など婦人保護の拠点であり、DV被害者支援の中核ともなる女性相談所において、各種相談への対応や、調査、判定、指導・援助、一時保護を実施するとともに、夜間のDV電話相談を行う。

また、市町村等を対象としたDV相談に係る研修会の実施、様々な問題を抱える外国人からの相談対応のための通訳者養成等を行う。

4 児童手当

子どもの健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する者に対し、年齢等に応じて児童手当を支給する。

5 子ども災害見舞金

県内で発生した自然災害により被災した子どもの生活の安定のため、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを対象として、その養育者等に対し見舞金を支給する。

6 児童相談所による相談等の充実

児童福祉に関する専門的な窓口として、子どもに関する諸問題について相談を受け、助言、指導、判定、措置及び一時保護を行う。

7 子ども虐待防止対策の推進

(1) 行動計画の策定と推進

「岡山県子どもを虐待から守る条例」（平成28年4月施行）に基づき、行政が取り組むべき子ども虐待防止施策に関する行動計画を策定し、発生予防から早期発見・早期支援、虐待を受けた子どもの保護・支援、アフターケアまでの総合的な取組を実施する。

(2) 県民意識の向上

11月の「児童虐待防止推進月間」に行う街頭啓発活動等により、体罰によらない子育てや児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口のさらなる周知を図る。

(3) 関係機関・地域との連携強化

関係機関で構成する「岡山県要保護児童対策地域協議会」や「市町村要保護児童対策地域協議会」が連携し、地域ネットワークを強化することにより、地域ぐるみで要保護児童等を支援する。

(4) 児童相談所の体制強化

困難事例への対応力強化のため、医師、弁護士等からスーパーバイズを得るとともに弁護士と顧問契約を締結し、常時、助言を得られる体制を整備する。また、中央児童相談所と倉敷児童相談所に警察職員を配置し、警察との連携強化を図る。

時間外や休日の通告・相談に対応する対応協力員を配置し、いつでも相談に応じられる体制整備を図る。また、虐待通告を受理した際、職員の指揮の下、子どもの安全確認等の業務を行う児童虐待対応協力員を各児童相談所へ配置する。

親子関係の再構築を支援するため、専門職を配置するとともに、職員の保護者指導支援プログラムの資格取得を進める。

(5) 職員の資質向上

児童相談所職員の資質向上として、職員の経験年数や職種に応じた体系的な研修を実施し、専門性及び市町村への支援力の向上を図る。

また、市町村、児童養護施設等の職員を対象として、子ども虐待対応力等の強化のための各種研修会を開催する。

(6) 市町村の支援

子ども等の福祉に関する支援を一体的に担う子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、市町村要保護児童対策地域協議会に学識経験者、弁護士及び医師からなる専門チームを派遣し、機能強化を図る。

また、市町村担当児童福祉司を配置し、市町村と児童相談所との連携強化を推進する。

8 社会的養育の推進

(1) 県計画の推進

「岡山県社会的養育推進計画」に基づき、社会的養育を必要とするすべての子どもが、一人ひとりの「意見を聴かれる権利」が保障される環境の整備を通じて、子どもの参加が実現され、家庭や家庭に近い環境で養育されるよう、子どもの意見を受け止める体制の整備をはじめ、里親制度の充実、児童養護施設等の機能強化等に取り組む。

(2) 子どもの意見を受け止める体制の整備

虐待等の理由により、里親への委託、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き、社会福祉審議会を活用した仕組みを通じて、支援内容・養育環境の改善、児童福祉施策への確実な反映を図る。

(3) 里親制度の推進

里親支援のための児童福祉司等を全児童相談所に配置し、施設の里親支援専門相談員、里親会等と連携して里親委託を推進するほか、里親制度の普及啓発、養育力向上のための研修等を実施する。

(4) 児童養護施設等の機能強化

施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成する研修を実施するとともに、実習生を丁寧に指導できる体制を整備し、直接処遇職員等の処遇改善のために必要な研修の受講を支援することにより、専門性の向上や人材の確保・定着を図る。

また、施設が計画的に実施するケア単位の小規模化・地域分散化に向けた整備や、児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターの運営を支援し、機能強化を図る。

(5) 被措置児童等の虐待防止

対応困難事例に対する研修会を実施し、施設職員の対応力向上を図るとともに、「子どもの権利ノート」を活用して被措置児童等が意思表示できる仕組みの周知など、被措置児童等の虐待防止に向けた取組を推進し、社会的養護の質の確保を図る。

(6) 児童養護施設等退所者の支援

児童養護施設等退所者に対する生活や就学・就労相談等の実施や、生活費・家賃・資格取得に係る費用の貸付により、社会的自立に向けた総合的な支援を実施する。

9 青少年総合対策の推進

すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて、第3次岡山県子ども・若者育成支援計画（計画期間：令和4年度～令和6年度）に基づき、各種施策を推進する。

(1) 岡山県青少年問題協議会の運営

地方青少年問題協議会法の規定による青少年の育成等に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見具申を行う。

(2) 岡山県青少年健全育成審議会の運営

岡山県青少年健全育成条例の規定による優良図書の推奨や有害図書の指定等の調査審議及び意見具申を行う。

(3) 青少年総合対策推進会議の開催

青少年対策に関する情報交換及び総合調整を行い、事業の推進を図る。

(4) 青少年対策マトリックスによる連携推進

ア 本庁マトリックス

青少年の健全育成及び非行防止対策をより総合的、一体的に推進するため、知事部局、教育委員会及び警察本部によるマトリックスを子ども家庭課に置き、啓発活動の一元化や関係事業の総合調整を図る。

イ 地域マトリックス

県民局、教育事務所、警察署を中心とした地域マトリックスを県民局地域づくり推進課に置き、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進する。

10 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子ども・若者の健やかな成長のための基礎づくりや社会の変化に対応できる力の育成、交流や体験活動等を通じた社会性・自立性の確立などに取り組む。

(1) 子ども・若者の自立を育む多様な交流

次代を担う青少年が自然とのふれあいや団体生活を通じて、真の友情や人間本来の生き方を追求する場として「岡山県青少年の島」（瀬戸内市黒島、倉敷市六口島、笠岡市梶子島）を設置している。

11 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

新型コロナウイルス感染症の影響も受け、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあり、様々な問題が複雑に絡み合っていることが多いため、一人ひとりの状況に応じた適切な支援に取り組むとともに、関係機関・団体等が連携した総合的な支援に取り組む。

(1) ニート・ひきこもりの若者の支援

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援をより身近な市町村で組織的に対応するため、各市町村における子ども・若者育成支援計画の策定及び子ども・若者支援地域協議会など困難を有する子ども・若者を支援する連携体制の整備に向け、助言・働きかけを行う。また、高等学校等との連携により中途退学者等の情報を把握し、青少年総合相談センターに配置している青少年ケアコーディネーターとおかやま子ども・若者サポートネットが連携して早期のケアを実施する。

(2) 青少年の非行防止

ア 広域補導の実施

青少年の非行に広域的に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に委託し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しでの補導を行う。

イ 青少年育成（補導）センターとの連携

青少年育成（補導）センターとの連携により、街頭補導、少年相談など非行防止活動の促進に努める。

12 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

将来の予測が困難な時代が到来する中において、グローバルな視点を持って未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組む。

(1) グローバル社会で活躍する人材の育成

グローバル人材の育成を目的とした内閣府主催の青年国際交流事業（国際社会青年育成事業、東南アジア青年の船事業等）への県内青年の参加を促進するため、本事業の広報を行う。

13 子ども・若者とともにつく地域・社会づくり

家庭や地域、学校等が連携して、子ども・若者の健やかな成長を支えるとともに、子ども・若者を取り巻く社会環境の整備を推進し、子ども・若者とともにつく地域・社会づくりに取り組む。

(1) 家庭における教育力の向上

ア 青少年健全育成に向けた講師派遣事業

家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成活動に取り組む各種団体等が開催する講座、研修会又は講演会等に青少年健全育成の分野において専門的知識及び経験を有する講師を派遣する。

イ スマホ・ネット問題解決タスクフォース

携帯電話事業者も参画した官民一体の検討チームにおいて、フィルタリングの徹底や家庭でのスマホ等のルールづくりの重要性等についてより効果的な啓発手法を検討、実践し、青少年のスマホ・ネットの適切な利用に向けた対策に取り組む。

(2) 地域における教育力の向上

ア 青少年健全育成県民運動の推進

7月、11月及び3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、(公社)岡山県青少年育成県民会議等の関係機関・団体と一体となった、県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。

イ 青少年相談員

青少年を地域で見守り、青少年が気軽に相談できる窓口として、地域の方を青少年相談員として登録し、学校と地域のつなぎ役として活動してもらう。

ウ 善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」）

人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を「岡山県わかば賞」として顕彰する。

(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

ア 青少年健全育成条例

青少年健全育成条例に基づき、優良図書、優良興行等の推奨及び有害図書、有害興行等の指定を行うとともに、立入調査員を指定し、教育、警察等関係機関と連携した年間の随時調査、青少年健全育成強調月間中の一斉立入調査等により、関係業者等への周知・指導等を行い、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

イ 青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

県民や関係者に条例の周知・広報を行うとともに、条例の遵守状況を確認するため、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施する。

14 相談体制の充実

青少年総合相談センターにおいて、子ども・若者やその家族が相談しやすい体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化する。

(1) 青少年総合相談センターの運営

青少年総合相談センターにおいて、いじめ、不登校、非行等に関する相談、指導等を総合的に行う。

＜相談窓口一覧＞

- 「総合相談窓口」（子ども・福祉部子ども家庭課）
- 「教育相談」「進路相談」（教育庁人権教育・生徒指導課）
- 「子どもほっとライン」（教育庁生涯学習課）
- 「ヤングテレホン・いじめ110番」（警察本部少年課）

(2) SNS相談の実施

青少年のコミュニケーションツールの変化等に合わせ、悩みや不安を抱える青少年が相談しやすい環境の整備を図るため、令和5年5月から青少年総合相談センターでのSNSを活用した相談窓口を通年で開設する。

(3) 青少年相談の充実強化

高校中途退学者等がニート・ひきこもりへ移行しないよう、早期対応するため、青少年総合相談センターに青少年ケアコーディネーターを配置し、相談支援を実施するとともに、困難な相談内容に対応するため、公認心理師を配置し、専門相談を実施する。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」を構成する機関等が参加する研修会や事例研修等を通じて、専門的機能を高めるとともに、きらめきプラザ内に集約された相談機関をはじめ、「おかやま子ども・若者サポートネット」の各支援機関等との連携強化を図る。

《障害福祉課》

1 福祉のまちづくりの推進

障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いの個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適に生き生きと生活できるバリアフリー社会の実現を目指して、岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを推進する。

(1) 心のバリアフリーの推進

障害の特性を理解し、自分にできる配慮や支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず、互いに人格を尊重し合いながら共生する社会を目指す、あいサポート運動や障害者週間等におけるイベントでの普及啓発により、障害のある人への差別解消及び心のバリアフリーを推進する。

ア あいサポート運動の推進

研修を通じて、あいサポート運動を実践するあいサポーターを養成するとともに、組織で取り組む企業・団体をあいサポート団体に認定するなど、あいサポート運動を積極的に推進する。

イ 障害者週間等のイベントによる普及啓発

「障害者週間（12月3日～12月9日）」を中心に各種啓発事業を実施し、県民の障害に関する理解を深め、障害のある人への差別の解消を図るとともに、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

(2) 情報のバリアフリーの推進

ア 意思疎通支援

手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・派遣等の実施により、意思疎通支援の充実を図る。

イ 手話言語条例

「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」（令和5年4月1日改正）に基づき、意思疎通支援の充実を図るとともに、手話をはじめ多様な意思疎通手段への理解が進むよう、県民への周知・啓発に努める。

(3) 物のバリアフリー

ア 生活関連施設の届出・協議

福祉のまちづくり条例に基づき、不特定の人が利用する施設（生活関連施設）等について、用途・規模に応じた整備基準や必要な手続きを定め、高齢者や障害のある人等の誰もが利用しやすい環境の整備を促進する。

イ パーキングパーミット制度の普及・促進

専用の利用証を交付し、身体障害者等用駐車場を利用できる人を明確にすることにより、対象外の者による駐車を防止し、身体障害者等用駐車場の適正利用を図るため導入した「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の普及を促進する。

(4) 福祉移送支援事業の推進

移動制約者・NPO法人・タクシー事業者・市町村等により構成される福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性等について協議するとともに、福祉移送に従事する事業者のネットワーク形成を支援することを通じて、NPO法人等の特性を活かした福祉移送サービスの普及促進を図り、移動制約者の外出機会の拡大を目指す。

2 障害者計画の推進

障害者基本法に基づき、令和3年3月に策定した「第4期岡山県障害者計画」（計画期

間：令和3～7年度）を推進し、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指すため、障害や障害のある人についての県民の一層の理解と関心を深めるとともに、障害のある人の「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」を3つの施策体系の柱とし、県政全般にわたる各種施策を実施する。

3 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和3年3月に策定した第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画（計画期間：令和3～5年度）を推進し、障害のある人の地域生活や一般就労への移行等に向けて、必要な基盤整備や施策等を実施するとともに、各市町村を通じ広域的な見地から障害福祉サービス・障害児支援の提供体制の確保や、障害のある人及び子どもへの支援の充実を図る。

4 障害者差別解消法への適切な対応

障害者差別解消法への適切な対応を図るため、職員研修や県民への普及啓発を行うとともに、障害のある人への差別解消に関する相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人への差別の解消を推進する。

(1) 相談窓口

各課室に相談対応責任者を設置し、県民からの相談に応じるとともに、総合相談窓口として、県障害者差別解消相談センターを設置し、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行う。

(2) 県障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等を情報共有するとともに、連携を図りながら障害者差別解消のための取組を行う。

5 障害者スポーツ大会の開催

障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的として、岡山県障害者スポーツ大会を開催する。

平成12年度に設立された岡山県障害者スポーツ協会を核として、平成13年度から身体障害のある人と知的障害のある人のスポーツ大会を統合し、平成20年度からは、精神障害のある人のバレーボールを、平成30年度からは精神障害のある人の卓球を正式競技に加え、大会の充実を図っている。

(1) 第23回岡山県障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」

開催時期 令和5年4月～
会 場 岡山県陸上競技場（シティライトスタジアム） 外

(2) 特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」

開催日程 令和5年10月28日（土）～30日（月）
会 場 県立鴨池陸上競技場（白波スタジアム） 外

6 身体障害のある人・知的障害のある人の現状等

(1) 身体障害のある人

身体障害者福祉法別表に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている人の状況は下記のとおりである。

同法施行時は、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由が対象であった。その後、内部障害については、昭和42年

に心臓・呼吸器の機能障害、昭和47年に腎臓の機能障害、昭和59年にぼうこう又は直腸機能障害、昭和61年に小腸機能障害、平成10年にヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全機能障害、平成22年4月から肝臓機能障害が対象範囲となっている。

○身体障害者手帳の交付状況

障害区分別の推移 (各年度3月31日現在) (単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	4,342	4,296	4,290	4,306
聴覚障害	5,557	5,480	5,453	5,394
音声・言語	818	809	772	752
肢体不自由	37,151	36,207	35,247	34,188
内部障害	23,102	23,464	23,702	23,848
計	70,970	70,256	69,464	68,488

障害等級別の推移 (各年度3月31日現在) (単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	23,286	23,457	23,040	22,716
2級	10,335	10,109	9,894	9,761
3級	9,773	9,608	9,734	9,684
4級	18,138	17,801	17,595	17,293
5級	4,714	4,653	4,590	4,493
6級	4,724	4,628	4,611	4,541
計	70,970	70,256	69,464	68,488

年齢別の推移 (各年度3月31日現在) (単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17	1,194	1,158	1,094	1,060
18～	69,776	69,098	68,370	67,428
計	70,970	70,256	69,464	68,488

(2) 知的障害のある人

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定され、療育手帳が交付された人の状況は下記のとおりである。

療育手帳には身体障害者手帳のように法令により全国統一の基準が定められておらず、各都道府県(政令指定都市)ごとに判定基準を設けている。

○療育手帳の交付状況 (各年度3月31日現在) (単位:人)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	1,135	2,998	4,133	1,181	2,995	4,176	1,199	3,120	4,319
18歳以上	4,822	9,877	14,699	4,905	10,208	15,113	4,959	10,500	15,459
計	5,957	12,875	18,832	6,086	13,203	19,289	6,158	13,620	19,778

7 障害福祉サービス等の提供体制の整備

(1) 障害福祉サービス、障害児支援の確保

障害のある人が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等の提供を確保するために必要な経費を負担する。

(2) 地域生活支援事業等の推進

日常生活用具給付等事業や移動支援など障害のある人の地域生活を支援する事業について市町村へ補助を行い、障害のある人のニーズに即した事業の実施を推進する。

(3) 障害福祉サービス等の提供体制の基盤整備

社会福祉施設等整備費補助事業などにより、障害のある人の地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、防災体制等の強化を図る。

(4) 障害福祉制度の円滑な運営

ア 障害者介護給付費等不服審査会の運営

障害支援区分認定等、市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審理、裁決を行う障害者介護給付費等不服審査会を運営する。

イ 認定調査員等の資質の向上

障害支援区分認定の適正化を図るため、認定調査員、市町村審査会委員及び市町村職員を対象に研修を実施する。

ウ 市町村への助言・支援

障害福祉サービスの適切な支給決定事務等、制度の着実な運営を推進するため、市町村職員への研修や助言等を行う。

(5) 人材の養成・確保と資質の向上等

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成する。

また、令和4年度から各地域で中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成にも取り組むなど、就業後も資質向上を図ることができるよう、経験年数に対応した研修を実施する。

(6) 医療的ケア児等に対する支援

岡山県医療的ケア児支援センター（令和4年4月1日開設）において、医療的ケア児及びその家族等の相談に応じ、情報の提供・助言等の支援を行うとともに、医療的ケア児等が県内どこでも安心して生活できるよう、短期入所の充実や支援者の専門性向上を図る。

ア 短期入所サービス拡大促進事業

市町村と連携し、重症心身障害児者等の介護をする家族の負担を軽減するため、短期入所の利用日数等に応じ、事業所への補助を実施する市町村に対して補助を行う。

イ 短期入所事業所開設等支援事業

障害者支援施設等の空き部屋等の改修（小規模修繕に限る。）の経費の一部を補助し、短期入所事業所の整備・充実を図る。

ウ 医療的ケア児等支援者養成事業

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター養成研修を実施するとともに、令和5年度から当該研修修了者のフォローアップ研修や意見交換を行う。

エ 県・地域における協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各地域における協議の場の設置促進について、市町村等への働きかけを行う。

(7) 強度行動障害のある人に対する支援

令和3年度に設置した岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会での議論等を踏まえ、令和5年度から次の事業を実施し、支援者の負担軽減等を図る。

ア 強度行動障害への理解促進事業

強度行動障害への理解促進を図るため、県民や関係者を対象としたシンポジウム等を開催する。

イ 支援者等の資質向上研修

強度行動支援者養成研修（法定研修）修了後の施設職員等を対象とした現場での対応力を高めるための研修や役職者を対象とした体制整備等にかかる研修を実施する。

ウ スーパーバイザーの派遣コンサルテーション

保護者や事業所等からの相談助言を行う窓口を設置するとともに、事業所や病院、学校、保護者等からの依頼に応じて、各分野の専門家（スーパーバイザー）を派遣し、ケース検討や環境整備等に関する具体的な助言等を実施する。

エ 強度行動障害実態調査

令和4年度実施の実態調査によって浮かび上がった課題について、より具体的な調査・ヒアリングを実施する。

（8）障害のある人の就労支援の推進

障害のある人の就労、生活の両面をサポートする障害者就業・生活支援センターの着実な運営を進め、福祉事業所から一般就労への移行をより一層促進する。また、就労定着に向けた支援にも重点的に取り組み、障害のある人の就労を一体的に支援する。

（9）所得向上計画の策定・推進

障害のある人の工賃・賃金の水準が向上するよう、国の基本方針や県内の事業所の実態等を踏まえ策定した「第4期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」（計画期間：令和3～5年度）に基づき、障害のある人の就労を通じた所得向上の総合的な推進に努める。

8 各種障害福祉施策

（1）発達障害のある人のトータルライフ支援の推進

発達障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、中核機関である県発達障害者支援センターを中心として市町村や関係機関が連携するとともに、身近な地域全体で発達障害のある人とその家族への支援体制を整備する。

ア 家族支援の推進

症状の重篤化や二次障害の予防、早期発見のためには、家族が障害を理解し支えていく力を向上させていくことが重要であることから、保護者へのきめ細かな支援を行い、家族が互いに支え合うための活動を支援する。

イ トータルライフ支援の推進

ライフステージに応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障害のある人に、「切れ目のない」支援を実施する。

ウ 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

発達障害のある人や家族が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるように、県民全体で発達障害への理解を深めるとともに、発達障害への対応力のある地域の医療機関や、発達障害のある人とその家族にとって身近な理解者、支援者を増やしていく。

（2）心身障害者医療費公費負担制度

重度の身体・知的障害のある人が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費を公費負担する市町村に対して補助金を交付する。

（3）手当等

特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済年金等の支給などにより、障害のある人の生活基盤の強化を図る。

(4) 更生相談

更生相談所において、施設への入所に係る情報提供、医学的、心理学的及び職能的判定、身体障害者手帳及び療育手帳の交付等を行い、身体障害のある人や知的障害のある人の更生相談に総合的に応じる。また、交通の不便な地域に出向き、障害のある人の相談、補装具の判定などを行う巡回更生相談を実施する。

(5) 療育等の充実

ア 難聴児補聴器交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、補助金を交付する。

イ 障害児等療育支援事業

在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。

(6) 障害者虐待防止対策

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県に障害者権利擁護センターを設置し運営するとともに、市町村向けの法律相談窓口を設けるなど、市町村が設置運営する障害者虐待防止センターの支援を行う。また、普及啓発や研修を実施し、障害のある人に対する虐待防止に向けた取組を推進する。

(7) 交流事業

在宅の障害のある人の社会参加を促進し、県民の障害のある人への理解と意識の高揚を図るため、各種活動への参加と交流を促進する。

ア 文化芸術活動の推進

(ア) 障害のある人のアートギャラリー

障害のある人が制作した絵画作品等を県庁1階の県民室等に展示し、障害や障害のある人への理解を深める。

(イ) 知的障害者福祉展

知的障害のある人の福祉について、社会の理解を深めるため、知的障害のある人の制作した作品の展示等を行う福祉展を開催する。

イ 健康の森学園交流促進事業

岡山県健康の森学園において、知的障害のある人への理解を深め、交流を促進し障害のある人への理解と意識啓発を図る。

(8) 基金

障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域における連携の強化を図るために設置した「岡山県愛とふれあいの基金」を活用して、障害のある人の福祉の向上を図る。

9 県立施設等

(1) 視覚障害者センター

視覚障害者センターにおいて、(福)岡山県視覚障害者協会への指定管理により、点訳・朗読奉仕員養成事業、視覚障害のある人に対する情報提供など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(2) 聴覚障害者センター

聴覚障害者センターにおいて、(公社)岡山県聴覚障害者福祉協会への指定管理により、手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣、聴覚障害のある人の相談など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(3) 健康の森学園

健康の森学園（新見市哲多町）は、障害のある子ども等の教育と基本的な生活から就労に至るまでの一貫した指導訓練を行うために、特別支援学校（全寮制）と障害者支援施設（入所）及び就労継続支援事業所（通所）を一体的に設置したユニークな学園であり、障害者支援施設と就労継続支援事業所については、指定管理により（福）健康の森学園が運営している。

10 低所得者福祉

(1) 生活保護制度

ア 保護の実施状況

県内の近年の生活保護率は、昭和 56 年度の 1.37% をピークに平成 8 年度には 0.68% まで低下したが、景気の長期低迷等の影響を受けて上昇に転じた。

その後、平成 17 年度の 0.98% 以降、ほぼ横ばい状態となっていたが、平成 20 年後半からの景気・雇用情勢の悪化に伴い急激に上昇した。平成 29 年度の 1.34% 以降、県全体では若干減少傾向にあったが、令和 3 年度からほぼ横ばいとなっている。

なお、保護の実施機関は、県（県民局）、市及び福祉事務所設置町村である。

○保護世帯数等（令和 5 年 3 月分）

実施機関	保護世帯数(世帯)	保護人員(人)	保護率(%)
3 県民局(9 町)	379	464	0.49
15 市	18,233	23,190	1.32
1 町 2 村	69	88	0.56
合 計	18,681	23,742	1.27

イ 生活保護制度の適正実施

生活保護の適用は、資産、能力その他あらゆるものの活用を要件としているが、真に生活に困窮している者に対しては速やかに必要な給付を行うとともに、保護を受ける必要がない者が不正に給付を受けることがないように、適正に運営することが必要である。また、自立助長のための就労支援などの充実が求められている。

このため、研修等により福祉事務所職員の資質の向上を図るとともに、岡山労働局等関係機関との連携強化や福祉事務所への法施行事務監査を通じて実施水準の向上に努めている。

○保護の種類

生活扶助	衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品、教材、学校給食、通学に要する費用
住宅扶助	家賃等のほか家屋の補修等に要する費用、転居に際しての敷金等の費用
医療扶助	医療機関において診療を受ける費用、施術、看護、治療材料の購入費等の費用
介護扶助	介護を受けるのに必要な費用、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送等の費用
出産扶助	居宅又は施設内での分娩に要する費用
生業扶助	被保護者の自立を促進するために、小規模の事業を営むための費用、必要な技能の習得のための費用、就職の準備のための費用、高等学校等の就学費用
葬祭扶助	葬祭に要する費用

ウ 生活扶助基準の改定

生活扶助基準の改定は、国民の消費動向に対応して行われており、平成 15 年度及び平成 16 年度においては、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るため制度発足以来初めて引き下げられた。平成 17 年度から平成 24 年度までは据え置かれたが、平成 25 年 8 月から平成 27 年度まで、段階的に引き

下げが行われた。また、平成 30 年 10 月以降については、それまでの基準額から減額幅を 5 % 以内に調整を図る経過的加算を設け、平成 30 年 10 月を起点として 1 年間ずつ 3 年間をかけて段階的に改定が行われた。

○級地別の生活扶助基準（令和 5 年 4 月現在）

区 分	基 準 額	市 町 村 名
1 級地－2	152,120円	岡山市、倉敷市
2 級地－2	147,360円	玉野市
3 級地－1	140,990円	津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
3 級地－2	137,860円	真庭市、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町、西粟倉村、新庄村

（注）33 歳、29 歳、4 歳の 3 人世帯の場合

エ 保護施設の状況

生活保護法による県内の保護施設は、障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的とする救護施設と、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会等を提供し自立助長を目的とする授産施設がある。

○県内の保護施設の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

	公 立		社会福祉法人		計	
	施設数	現員(定員)	施設数	現員(定員)	施設数	現員(定員)
救護施設	2	57(80)	5	303(310)	7	360(390)
授産施設	—	—	2	60(60)	2	60(60)

（2）生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行う。

必須事業として、就労その他の自立に関する相談支援や、事業利用のためのプラン作成等を行う自立相談支援事業（令和 4 年度新規相談件数 県全体 14,928 件、うち 3 県民局分 140 件）を実施するとともに、離職により住宅を失った者等に家賃相当の住居確保給付金を支給する（令和 4 年度支給実績 県全体 219 件 67,330,918 円、うち 3 県民局分 10 件 1,385,000 円）。

また、任意事業として、県では、就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの課題を抱える者に対し、県内の中間就労の場において被保護者等就労準備支援事業を行うとともに、市町村での任意事業の取組が進むよう先進事例の説明会を開催するなど、情報の提供や助言等の支援を行う。

《長寿社会課》

1 高齢者保健福祉施策の推進

本県の高齢化率は31.1%（令和4年10月1日現在）に達しており、高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するための各種施策を積極的に推進する必要がある。

このため、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を中核的な基盤として、地域共生社会の実現を目指し、令和3年3月に策定した「第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：令和3～5年度）に基づき、広域的な観点から介護保険の円滑な運営や介護予防も含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進に努める。

○高齢化率の推移

（単位：％）

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
岡山県	26.2	27.1	28.0	28.6	29.2	29.6	30.0	30.2	30.5	31.0	31.1
全国	24.1	25.1	26.0	26.7	27.3	27.7	28.1	28.5	28.7	28.9	29.1

※各年10月1日現在

（1）高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の推進等

ア 計画の概要等

（ア）計画の概要

地域包括ケアシステムを中核的な基盤とする地域共生社会の実現と認知症施策の推進を基本理念とし、基本的考え方や現状等と目標、地域包括ケアシステム構築のための市町村支援、介護サービス基盤の整備、人材の確保・育成等に向けた取組等について定めている。

（イ）計画の推進

地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取組に対して助言・支援を行うとともに、介護サービスの基盤整備や人材の確保に向けた取組を進める。

また、保険者機能強化推進交付金等（都道府県分）を積極的に活用し、市町村支援の取組を強化する。

（ウ）進行管理

計画の進捗状況や保健福祉サービスの実施状況等を把握し、進行管理を行うとともに、市町村及び岡山県介護保険関連団体協議会等との連携を図る。

（エ）介護保険制度推進委員会の運営

計画の進行管理等について審議・検討するため、学識経験者、保険者・被保険者の代表、サービス事業者等で構成する委員会を運営する。

（オ）「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の策定

要介護認定者数や介護サービスの提供状況、施設の整備状況など第8期計画の実施状況を踏まえるとともに、国が定める基本指針に基づき、第9期計画（計画期間：令和6～8年度）を策定する。なお、策定にあたっては、第3次晴れの国おかやま生き生きプランの基本方針等を踏まえるとともに、県保健医療計画等との整合性を確保する。

○介護保険の施行状況

(単位：人)

第1号被保険者数	568,777	65歳以上75歳未満	255,463
		75歳以上85歳未満	200,668
		85歳以上	112,646
要介護（要支援）認定者数	121,778	要支援	34,776
		要介護	87,002
サービス受給者数	106,467	居宅サービス	71,176
		地域密着型サービス	18,613
		施設サービス	16,678

※令和4年10月末現在

イ 老人福祉施設等の充実等

(ア) 老人福祉施設等の整備

「第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等に基づく施設整備を着実に進めることとし、広域型及び地域密着型施設の整備等について、地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した市町村への補助により、市町村の実情に即した基盤整備の促進を図る。

また、高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した非常用自家発電設備の整備やブロック塀等の改修等を実施する法人への補助を行う。

(イ) 軽費老人ホーム運営費補助

軽費老人ホームの利用者負担を軽減するため、運営費の一部を補助する。

ウ 介護職員の処遇改善等

地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用し、各種研修の実施や介護ロボット・ICT導入支援など、介護職員の資質向上や労働環境・処遇の改善に取り組む。

エ 介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの質の向上

(ア) 介護給付の適正化の推進

介護サービスがより一層利用者の自立支援に資するものとなるよう、市町村が実施する適正化事業を支援し、介護給付の適正化を着実に推進する。

また、要介護認定の適正化を図るため、認定調査員や認定審査会委員、主治医、市町村職員を対象にした研修を実施する。

(イ) 介護支援専門員の養成等

介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するとともに、就業後の資質向上を図るための法定研修を実施する。

(ウ) 介護保険審査会の運営

市町村が行った要介護認定等に対する不服申立ての審理及び裁決を行う介護保険審査会を運営する。

オ 介護保険の保険者である市町村への助言・支援

(ア) 市町村への助言

市町村が行う介護保険制度運営に係る事務事業（被保険者資格の管理、保険料の賦課徴収、保険給付の実施、介護認定審査会の運営、苦情への対応、会計処理等）に関して、必要な助言を行う。

(イ) 介護保険財政への支援

介護給付費負担金、地域支援事業交付金、低所得者保険料軽減負担金の交付や、

介護保険財政安定化基金による貸付等を行うとともに、低所得の高齢者等の利用者負担の軽減のため、低所得利用者負担軽減事業を行う市町村への助成を行う。

(ウ) アウトリーチ支援

市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう、保健師等の専門職で構成する市町村サポートチームを課に配置し、アウトリーチによる伴走型の支援を行う。

カ 高齢者の地域生活を支える取組の充実

(ア) 地域包括支援センターの機能強化

市町村が設置する地域包括支援センターのさらなる機能強化を図るため、センター職員の資質向上を図るための研修等を実施する。

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業の支援

市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向け、市町村職員等への研修や地域ケア会議等へのアドバイザー派遣に加え、NPO・ボランティアなど多様なサービスの担い手による生活支援事業等の重要性について、広く県民に情報発信するフォーラムの開催など、広域的な観点から市町村を支援する。

(ウ) 市町村支援アドバイザー派遣等事業

市町村が行う介護予防事業のさらなる充実を図るため、PDCAサイクルに沿った事業実施ができるよう、事業効果の検証等に関する研修を実施するほか、高度な知見を有する専門家を市町村に派遣し、介護予防の効果測定やデータ集計・分析に関するアドバイスなど、地域の実情に即した支援を行う。

(エ) 介護予防加速化事業

地域の通いの場に自力での参加が難しくなった高齢者のための住民互助の通所付添サポート事業のさらなる普及を図るため、市町村へのアドバイザーの派遣等を行う。

(オ) 高齢者在宅生活支援事業

高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、高齢者の居住に適するよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成する市町村に対し補助を行う。

キ 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止法に基づき、市町村が行う措置に関し必要な援助・助言を行うとともに、市町村職員や施設職員等に対する研修の実施、法律相談窓口の設置等により、高齢者虐待の防止や権利擁護を推進する。

ク 高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進

地域における高齢者の社会参加活動の中核的役割を担う老人クラブが、活発で幅広い活動が行えるよう支援するとともに、長寿社会推進センター（岡山県社会福祉協議会）による高齢者の生きがいくくりと健康づくり、社会参加等を促進する。

○老人クラブの状況（助成対象外の政令指定都市、中核市を含む。）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老人クラブ数（クラブ）	2,515	2,474	2,392
会 員 数（人）	137,061	131,492	124,479
60歳以上人口（人）	673,007	673,547	665,356
老人クラブ加入率（%）	20.4	19.5	18.7

※各年度末現在（60歳以上人口は各年度10月1日現在）

2 認知症対策の推進

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく認知症の人やその家族への支援等を通じて、地域での総合的かつ継続的な支援体制の確立に努める。

(1) 早期診断・早期対応を行う医療機関の整備等

認知症の早期診断・早期対応を推進するため、全ての二次保健医療圏に8か所の認知症疾患医療センターを設置し、専門的な医療の提供や地域における医療提供体制の整備を図る。

また、認知症サポート医の養成に加え、かかりつけ医や看護職員等に対する対応力向上研修を実施するほか、介護従事者に対する体系的な研修を行うことで、認知症の人に対する介護サービスの向上を図る。

さらに、認知症診断後の認知症の人の不安や孤立感、家族の負担感を軽減するため、各種支援等を紹介したパンフレットを作成・配布するとともに、地域の関係機関と連携した支援体制を構築する認知症疾患医療センターの職員に対する研修を実施する。

(2) 普及啓発・家族支援

認知症の人やその家族を支援するため、相談に対応する認知症コールセンターを設置するとともに、介護する家族等の交流会を開催するほか、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを市町村と協力して養成する。

また、認知症の中核症状等を疑似体験できるVR機材を活用し、認知症への理解を深める出前研修会を実施する。

(3) 市町村の取組の支援

認知症の人やその家族に対する地域での支援体制の構築に向け、岡山県認知症対策連携会議を通じた関係団体の連携強化や市町村職員等への研修等を実施する。

また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした様々な支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備や認知症の人同士が語り合う本人ミーティングを開催する市町村を支援する。

(4) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人やその家族が適切な支援を受けられるよう、おかやま若年性認知症支援センターに医療、介護、福祉、雇用等の関係機関のつなぎ役となるコーディネーターを配置し、個別支援等を行うとともに、若年性認知症の人と家族が集う交流会を開催する。

(5) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、県内どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、関係団体と連携して体制整備や普及啓発を図るとともに、早期の段階からの相談の実施など利用促進の取組を行う市町村を支援する。

3 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、運営主体である後期高齢者医療広域連合及び市町村に対して、適切な予算編成、保険料の賦課・徴収、医療費適正化、制度改正への対応などについて助言等を行うとともに、療養の給付等に要する費用の負担を行う。

【運営主体】岡山県後期高齢者医療広域連合（全市町村が加入する特別地方公共団体）

【被保険者】75歳以上の人及び65～74歳の人で一定の障害の状態にある人

【県負担対象額】総医療費から一部負担金等を控除した額の1/12

4 国民健康保険

市町村国民健康保険は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたが、高齢化の急速な進展や医療技術の高度化による医療費の増加等により、事業運営が厳しい状況となる中、平成 30 年度から県も保険者となり、財政運営の責任主体として、県内の統一的な取組指針である岡山県国民健康保険運営方針（対象期間：令和 3～5 年度）に基づき、市町村と一体となって、安定的な財政運営と効率的な事業の推進に努める。

（1）国保事業費納付金の徴収及び標準保険料率の算定

医療費の動向を踏まえ、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、市町村と算定方法等の協議を行った上で、国保事業費納付金の額を決定するとともに、市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を算定する。

（2）保険給付費等交付金の交付等

県の国民健康保険事業特別会計において、市町村が保険給付に要する費用の全額を市町村へ交付する。

また、市町村の国保財政の安定化を図るため、保険給付増や保険料収納不足により財源不足となった市町村への国保財政安定化基金の貸付・交付や県特別会計が収支不足となった場合の対応を行う。

（3）医療費適正化に向けた取組

市町村が行うレセプト点検について、医療給付専門指導員による広域的又は専門的な観点からの支援を行うとともに、実地指導や研修会等により点検スキルの向上等を図る。

（4）運営方針の改定

現行の運営方針は、今年度で計画期間が終了することから、これまでの取組状況等を踏まえた改定（対象期間：令和 6～11 年度）を行う。

（5）保険者及び保険医療機関等に対する助言等

ア 保険者に対する助言等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、適切な予算編成、保険料（税）収納率の向上、医療費適正化、制度改正への対応などについて助言等を行うとともに、必要な財政支援を行う。

イ 保険医療機関等の指導等

保険診療・保険調剤の質的向上と適正化を図るため、国の指導大綱等に基づき、中国四国厚生局岡山事務所と共同して、保険医療機関等に対する個別指導等を行う。

[参考]

○市町村国民健康保険の状況

区分 年度	世帯数	被保険者数		国保 加入率
		総数	介護 2 号(割合)	
令和元年度	248,738世帯	383,081人	111,150人 29.0%	20.1%
令和2年度	245,281世帯	373,476人	107,899人 28.9%	19.7%
令和3年度	242,893世帯	366,066人	105,335人 28.8%	19.5%

※世帯数・被保険者数は年間平均数

○決算（県特別会計）

（単位：百万円）

区分 年度	歳入 総額	歳出 総額	単年度 収 支	実質単年度 収 支
令和元年度	185,073	177,258	2,086	2,957
令和2年度	181,136	170,291	2,941	604
令和3年度	184,976	176,569	△2,526	△197

○決算（市町村特別会計）

（単位：百万円、%）

区分 年度	歳入 総額	歳出 総額	単年度 収 支	実質単年度 収 支	収納率
令和元年度	203,761	200,513	△2,715	△3,593	93.49
令和2年度	193,787	188,378	3,070	2,920	94.45
令和3年度	198,325	193,815	1,610	1,527	95.09

第5 令和5年度子ども・福祉部当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	令和5年度			令和4年度			比較(%)		
	当初 予算額	財源内訳		当初 予算額	財源内訳		予 算 額	一 般 財 源	
		特 定	一 般		特 定	一 般			
義務的経費	110,385,098	2,174,455	108,210,643	107,521,681	2,287,644	105,234,037	102.7	102.8	
内 訳	人件費	2,682,128	210,892	2,471,236	2,294,447	208,198	2,086,249	116.9	118.5
	公債費	0	0	0	0	0	0	—	—
	社会保障関係費	107,261,274	1,573,722	105,687,552	104,671,267	1,591,963	103,079,304	102.5	102.5
	その他	441,696	389,841	51,855	555,967	487,483	68,484	79.4	75.7
一般行政経費	11,779,053	4,455,520	7,323,533	11,302,860	4,723,942	6,578,918	104.2	111.3	
内 訳	運営費	808,173	102,489	705,684	796,122	92,864	703,258	101.5	100.3
	事業費	10,970,880	4,353,031	6,617,849	10,506,738	4,631,078	5,875,660	104.4	112.6
投資的経費	0	0	0	0	0	0	—	—	
内 訳	公共事業等費	0	0	0	0	0	—	—	
	国直轄事業 負担金	0	0	0	0	0	—	—	
	災害復旧 事業費	0	0	0	0	0	—	—	
一般会計の計	122,164,151	6,629,975	115,534,176	118,824,541	7,011,586	111,812,955	102.8	103.3	
特別会計の計	173,663,690	173,663,690	0	174,882,039	174,882,039	0	99.3	—	
合 計	295,827,841	180,293,665	115,534,176	293,706,580	181,893,625	111,812,955	100.7	103.3	

※ 令和5年度から、保健福祉部が保健医療部と子ども・福祉部に分割されたため、予算額も分割後の額としている。
また、令和4年度予算額については、令和5年度予算額の前年度額としている。

